

## 岩倉市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域における高齢者の生きがい活動、地域貢献等を支援する施設、設備等の整備事業を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号通知別紙。以下「実施要綱」という。）の交付対象となる事業に対し、予算の範囲内で交付する岩倉市地域介護・福祉空間整備等補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、実施要綱第2に基づき岩倉市が作成した先進的事業整備計画に基づく事業で、別表補助事業の欄に掲げる事業とする。

### (補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表補助対象経費の欄に定めるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に相当する額以内の額とし、別表に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ補助金額の欄に定める金額を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定した場合は、地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書（様式第4）により、速やかにその決定の内容

及び次の条件を付して事業者へ通知しなければならない。

- (1) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (4) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便はがき等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けなければならない。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用が増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、

本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(10) 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) 事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(12) 事業者は補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(補助事業の完了期限)

第7条 補助事業は、前条により交付の決定を受けた日の属する年度内に完了しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業者が補助事業を完了した場合は、完了後30日以内に、地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第6)

(2) 収支決算書(様式第7)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為を行った場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業の内容を市長の承認を受けずに変更、中止又は廃止したとき。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、事業者に対し事業遂行に関し必要な指導を行い、報告を求めることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

補助事業	補助金額	単位	補助対象経費
既存施設の sprinkler 設備等整備事業			<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
sprinkler 設備			
1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合	9,710 円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと 1 m <sup>2</sup> あたり	
1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710 円の範囲内で市長が認めた額/1 m <sup>2</sup> と 2,440 千円の範囲内で市長が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300 m <sup>2</sup> 未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	
500 m <sup>2</sup> 未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円の範囲内で市長が認めた額		
ア 軽費老人ホーム イ 有料老人ホーム ウ 小規模多機能型居宅介護事業所 エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 オ 生活支援ハウス等（※） ※生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市長が特に必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>・ 小規模ケアハウス</li> <li>・ 小規模介護老人保健施設</li> <li>・ 小規模介護医療院</li> </ul>	15,400 千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模養護老人ホーム</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市長が必要と認めた施設</li> </ul>	7,730 千円の範囲内で市長が認めた額		

様式第1（第5条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所  
氏名

地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書

岩倉市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2（第5条関係）

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業着手予定年月日  
年 月 日

4 事業完了予定年月日  
年 月 日



様式第3 (第5条関係)

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	金 額 (円)	積 算 の 内 訳
合 計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支 出

項 目	金 額 (円)	積 算 の 内 訳
合 計		

(注) 補助対象経費として支出（見込）の科目ごとに記載すること。

様式第4（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域介護・福祉空間整備等補助金については、岩倉市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

様式第5（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域介護・福祉空間整備等補助金に係る事業が完了しましたので、岩倉市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

様式第6（第8条関係）

事業実績報告書

1 事業の結果

2 事業の内容

3 事業完了年月日  
年 月 日

様式第7（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収 入

項 目	予算額（円）	決算額（円）	積 算 の 内 容
合 計			

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支 出

項 目	予算額（円）	決算額（円）	積 算 の 内 容
合 計			

（注）補助対象経費として支出した科目ごとに記載すること。